

岐阜市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 概要及び目的

この要領は、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウを活用し、本社が市外に所在する企業に対して地方創生に係る事業を周知することで、企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すことを目的とする。

本実施要領は、本業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとし、本プロポーザルの参加者は、本実施要領及び岐阜市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の内容等を踏まえ、企画提案書及びその他必要な書類を提出するものとする。

2 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1)業務名称 | 岐阜市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 |
| (2)業務内容 | 別紙仕様書に記載のとおり |
| (3)履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4)選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (5)契約上限率 | 委託料算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税による寄附金の20%（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。経費見積書には委託料率を示すこと。 |

3 参加資格等

本プロポーザルの参加者は、以下の条件を全て満たさなければならない。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3)参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていない者であること。
- (4)岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象とならない者であること。
- (5)宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者であること。
- (6)令和2年4月から令和6年3月までにおける地方公共団体から受注した企業版ふるさと納税におけるマッチング支援業務について実績がある者

4 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1)公告期間 | 令和6年5月9日（木）から令和6年5月30日（木）まで |
| (2)質問受付期間 | 令和6年5月9日（木）から令和6年5月20日（月）まで |
| (3)質問に対する回答予定日 | 令和6年5月23日（木） |
| (4)参加表明書の提出期限 | 令和6年5月27日（月） |

- (5) 企画提案書の受付期間 令和6年5月9日(木)から令和6年5月30日(木)まで
 (6) 審査日 令和6年6月5日(水)(予定)
 ※詳細は提案者に後日連絡する。
 (7) 審査結果通知 優先交渉権者の選定後、速やかに提案者へ通知する。
 (8) 契約の締結 令和6年6月下旬(予定)

5 提出書類等

(1) 実施要領等の配布

① 配布期間

令和6年5月9日(木)から令和6年5月30日(木)までの市役所開庁日

② 配布時間 午前9時から午後5時まで

③ 配布場所 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所9階 総合政策課

(岐阜市ホームページ <http://www.city.gifu.lg.jp/>からのダウンロードも可能。)

なお、郵送はしない。

(2) 提出書類及び提出部数

様式	紙部数	データ	提出期限
① 参加表明書(様式1)	1部		令和6年5月27日(月)
② 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式2)	1部		令和6年5月30日(木)
③ 企画提案書(様式任意)	10部	○	
④ 経費見積書(様式3)			
⑤ 提案者情報書(様式4)			
⑥ 会社業務実績調書(様式5)			
⑦ 業務主任者実績調書(様式6)			

(3) 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所9階 総合政策課

メールアドレス：seisaku@city.gifu.gifu.jp

(4) 提出方法

① 紙媒体の資料については、上記提出場所に持参又は郵送すること。

② 郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法で提出すること。

③ データ(電子媒体の資料)については、上記メールアドレスまで送信すること。

※ 電子メール送信後は必ず電話による受信確認を行うこと。(電話番号：058-214-2019(直通))

※ メール送信の際は、件名に「令和6年度岐阜市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」とすること。

(5) 書類の受付

① 受付期間

令和6年5月9日(木)から令和6年5月30日(木)までの市役所開庁日

② 受付時間 午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、受付期間内に必着とする。

(6) 提出書類に係る留意事項

① 提出書類全般

- ・ 1事業者につき1提案とする。
- ・ 提出書類は、A4版(必要に応じてA3版も可)片面印刷とすること。
- ・ 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は受け付けない。
- ・ 5(2)③から⑦の提出書類を1セットとし、10部提出すること。

② 企画提案書

- ・ 仕様書、別紙1「企画提案作成要項」及び別紙2「評価項目一覧表」に基づき、提案者の事業手法及び独自性を分かりやすく記載した企画提案書を作成すること。
- ・ 企画提案書は、文字サイズを10ポイント以上、A4版20頁以内(表紙及び目次の頁数含む。)とし、頁番号を付すこと。
- ・ 左上一箇所綴じの印刷物とすること。ただし、必要に応じてA3版でも差支えないが、A3版がある場合は、該当頁はA4版2頁相当分と数える。
- ・ 企画提案書は、文字だけではなく写真やイメージ図等を含めても差し支えない。また、色の指定はない。
- ・ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とすること。
- ・ 評価において公平性を保つため、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ、製品名等)は含まないこと。

③ その他の提出書類

様式5から様式6に記載する業務実績は、令和2年4月から令和6年3月における地方公共団体から受注した企業版ふるさと納税マッチング支援業務実績(最大10件)を記載すること。

(7) 提出書類の取り扱い

- ① 受付期間終了後は、岐阜市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- ② 提出書類は一切返却しない。
- ③ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製することがある。
- ④ 提出書類(③で複製した書類を含む。)は、本プロポーザルの実施目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出書類は、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)に基づく公開請求により公開する場合がある。
- ⑥ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施のみに用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の規定に準じ取り扱う。
- ⑦ 提出書類の内容について、別途、確認する場合がある。
- ⑧ 岐阜市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式7)により件名を「岐阜市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に関する質問」として電子メールで提出すること。

電子メールアドレス seisaku@city.gifu.gifu.jp

(2) 質問書の提出期限 令和6年5月20日(月)午後5時まで

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和 6 年 5 月 23 日(木)に、質問者名を伏せた形で市ホームページ (<http://www.city.gifu.lg.jp/>) に掲載する。

ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定において公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 選定の方法

(1) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者は、次の手順により選定する。

- ① 岐阜市が設置する「岐阜市企業版ふるさと納税マッチング支援業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、提案内容に係るプロポーザルを実施し、企画提案書内容及び見積金額を評価項目ごとに採点する。
- ② 満点に対して 6 割未満の得点 (以下「基準点」という。)の者は選定しないこととする。
- ③ 審査委員会が決定した合計点数の高い順に順位を決定し、基準点を上回った事業者で、高い者から 2 者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。同点により優先交渉権者が 3 者以上になった場合は、審査委員会の各委員の評価ごとに最も多く 1 位票を獲得した提案者を優位とする。1 位票が同数の場合には、その中から 2 位票の多い提案者を優位とする (以下同様の扱いとする)。
- ④ 優先交渉権者の選定後、岐阜市と優先交渉権者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で、岐阜市契約規則 (昭和 39 年岐阜市規則第 7 号) その他法令等の定めるところにより契約を締結する予定である。ただし、優先交渉権者が決まった後に、当該優先交渉権者に本プロポーザルにおいて失格事項又は不正と認められる行為が判明したこと等により、契約締結が不調となった場合は、次点交渉権者と契約締結の交渉をする。
- ⑤ 提案者が多数の場合には、評価項目における「業務遂行能力」により、あらかじめプロポーザルの参加者を 5 者程度に選定する場合がある。
- ⑥ 提案者が 2 者以下の場合も審査を実施し、審査の結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者として選定する。提案者の中で基準点を満たす者がいない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

(2) プロポーザルの開催日程及び場所

① 開催日時

令和 6 年 6 月 5 日 (水)

※詳細は提案者に別途連絡する。

② 開催場所

岐阜市役所の会議室 (予定)

※詳細は提案者に別途連絡する。

③ 開催内容

- ・ 持ち時間は、企画提案 15 分、質疑応答 10 分とする。
- ・ 出席者は業務従事者を含む 3 名以内とする。

- ・プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書記載の「商号又は名称」の五十音順とする。
- ・プレゼンテーション実施に当たり使用する資料(企画提案書)については事前に電子メールにて事務局宛てに提出すること。原則、当日に追加資料を使用することはできない。なお、資料投影のためのPC、モニター等の備品については、岐阜市で用意する。
- ・詳細は、提案者に別途連絡する。

(3) 審査委員会の運営

審査委員会は、委員4名により組織される。

(4) 評価基準

- ① 評価項目に係る配点構成は、別紙2「評価項目一覧表」のとおりとする。
- ② 企画提案の評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点する。「業務遂行能力」の実績は、過去の業務実績により採点する。

		評価点数
A	とても優れている	5点
B	優れている	4点
C	普通	3点
D	あまり評価しない	2点
E	評価しない	0点

(5) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、提案者宛てに速やかに文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果は、提案者の名称を秘匿し、全提案者の評価点を岐阜市ホームページで公表する。また、優先交渉権者については、提案者名を明らかにし、岐阜市ホームページで公表する。
- ③ 審査結果に対する異議申立て等は、受け付けない。

8 失格又は無効事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 経費見積書において委託料率が「2 (5) 契約上限率」を超えている場合
- (4) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (5) 指定されたプレゼンテーションの時間に遅れた場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 本実施要領、関係法令及び事務局が指示した事項に違反した場合

9 プロポーザルへの参加に関する留意事項

- (1) 提案者は、本実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 提案者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (4) 本実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (5) 本プロポーザルへの参加に要する費用等は、全て提案者の負担とする。
- (6) 参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式任意。代表者印の押印及び辞退理由を記載のこと。)を、上記提出場所に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達の記録が残る方法で提出すること。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、優先交渉権者の選定をもって提案内容すべての実施を承認するものではない。
- (8) 本業務を委託する相手方については、選定された優先交渉権者を対象とした岐阜市による内部手続を経た上で決定する。優先交渉権者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

10 事務局

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 岐阜市役所 9 階

企画部総合政策課 担当：加納、大塚

電話：058-214-2019

メールアドレス：seisaku@city.gifu.gifu.jp

別紙 1**業務委託 企画提案作成要項**

企画提案書の作成にあたっては、別記「岐阜市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書」のほか、地方自治法、地方税法、その他関係法令等を踏まえた上で、次の事項を記載すること。

事項	ポイント
(1) 業務内容の理解度に関すること	寄附見込企業に対して伝える企業版ふるさと納税のメリットについて具体的に説明してください。
(2) 業務実施体制に関すること	本事業の目的を達成するための事業実施体制について、スタッフの経験・能力を具体的に記載してください。
(3) 寄附見込企業のリスト化に関すること	寄附見込企業のリスト化に係る手法について、具体的に記載してください。
(4) 寄附見込企業とのマッチングに関すること	個別訪問等の寄附見込企業へのアプローチ方法及び岐阜市とのマッチング手法等について、具体的に記載してください。
(5) 付加提案に関すること	上記以外の自社の強みを生かした提案などがあれば具体的に記載してください。
(6) 全体スケジュールに関すること	事業全体のスケジュールを記載してください。 ※7月から事業を開始すると仮定したうえで、仕様書の「5 委託内容」に記載されている項目ごとにその工程を明示してください。

別紙 2

評価項目一覧表

【岐阜市企業版ふるさと納税マッチング支援業務】

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として評価し、審査委員の評価点の合計により算出する。なお、業務の実実施計画及び実施体制等に関する評価点合計値の 6 割を最低基準とする。

審査項目		審査基準	点	換算値	配点	
1	企画内容	業務内容の理解度	制度及び業務の目的を十分に理解しているか	5	×2.0	10 点
		提案内容	市外企業に対する働きかけの方法は効果的で寄附獲得に結びつくものとなっているか	5	×4.0	20 点
			PR や企業のニーズ把握等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされているか	5	×4.0	20 点
			提案者の独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか	5	×4.0	20 点
2	業務遂行能力	人員及び組織体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか	5	×2.0	10 点
		実績	他自治体における同様あるいは類似の業務について実績があるか	-	-	10 点
3	委託料率	提案内容に対して適正な委託料率となっているか	-	-	10 点	
合計			100 点満点			